

東京都観光ボランティアの派遣に関する要領

平成 14 年 8 月 9 日付 14 産労観企第 157 号
改正平成 17 年 4 月 1 日付 17 産労観企第 1 号
改正平成 31 年 4 月 1 日付 30 産労観受第 975 号
改正令和 3 年 4 月 1 日付 2 産労観受第 1074 号

(目的)

第 1 この要領は、海外から東京都を訪れる旅行者に対して観光案内等の利便性の向上を図るため、東京都観光ボランティア（以下「観光ボランティア」という。）の派遣（以下「本事業」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 この要領において、観光ボランティアとは、観光ボランティアの活用事業実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付 30 産労観受第 973 号）に定める観光ボランティアとして登録され、観光ボランティアとして活動する者をいう。

(観光ボランティアの派遣先)

第 3 派遣先は次のとおりとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 国又は地方公共団体に関する公的団体
- (3) 独立行政法人国際観光振興機構の基準を満たす国際コンベンション等を主催する団体
- (4) 国又は地方公共団体が共催又は後援する団体

(派遣実施方法)

第 4 本事業は、委託により実施する。受託者は、本要領の規程を遵守しなければならない。
2 受託者は、本事業に関して、事故、災害、紛争等（以下「事故等」という。）が発生した場合は、直ちにその状況を東京都に報告しなければならない。
3 東京都は、事故等が発生した場合には、直ちにその状況を把握し、措置をとるものとする。

(活動事業)

第 5 観光ボランティアが活動する事業は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 東京の観光振興又は国際コンベンションの円滑な運営に寄与するもの
- (2) 活動する場所が一定の地域又は施設内のみであるもの

(派遣依頼)

第 6 派遣先は、派遣依頼をしようとするときは、ボランティア派遣依頼書（第 1 号様式）又は観光ボランティアポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）上の申請フォームにより、受託者に申請するものとする。

2 派遣依頼は、原則として募集受付期間が 1 4 日程度、募集締め切りから活動日までの期間が 1 4 日以上あることを要する。

(募集)

第 7 受託者は、派遣先からの依頼を受け、ポータルサイト上で、募集を行うものとする。

2 登録している観光ボランティアは、ポータルサイトに必要事項を記入の上、申し込むものとする。

(派遣者リストの作成)

第8 受託者は、受け付けた観光ボランティア応募者が必要数を超過した場合、派遣先の募集資格要件及び観光ボランティア派遣基準（別紙）に照らし、登録期間内の活動機会が均等になるよう派遣者リストを作成するものとする。

2 受託者は、受け付けた観光ボランティア応募者が必要数に満たない場合、原則として満たない数で派遣者リストを作成するものとする。

(説明会の開催及び活動結果報告書の提出)

第9 派遣先は、観光ボランティアに対して活動前に説明会を開催するものとする。

2 派遣先は、受託者から派遣者リストを受領後7日以内に、観光ボランティアに対し、説明会の開催通知を送付するものとする。

3 派遣決定を受けた派遣先は、活動終了後から概ね10日以内に、活動結果報告書（第2号様式）又はポータルサイト上の報告フォームにより、受託者に活動結果を報告するものとする。

(派遣条件・交通費などの支給)

第10 派遣先は1回の派遣ごとに、観光ボランティアに交通費を支給するが、報酬は支給しないこととする。

2 派遣先は、派遣時間が昼食時をはさむ場合は、原則として食事又は千円を支給するものとする。

3 観光ボランティアの派遣時間は、原則として平日、土曜及び祝休日の午前8時30分から午後9時までの間で、1回につき8時間以内とする。

4 派遣先は、観光ボランティアに休息時間を活動時間4時間につき15分間、休憩時間を6時間を越える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間与えることとする。

(守秘義務)

第11 派遣先は、観光ボランティアのプライバシーを尊重し、その身上に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。活動終了後も同様とする。

2 派遣先は、派遣により知りえた観光ボランティアの個人情報を活動終了後廃棄し、都にその状況を活動結果報告書又はポータルサイト上で報告すること。

(その他)

第12 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成14年8月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

観光ボランティア派遣基準

次の(1)及び(2)において、アまたはイのいずれかの基準を満たす者を派遣する。

(1) 外国語

ア 言語の基準については、次に相当するものとする。

言語	指標となる試験等	基準	実施団体
英語	実用英語技能検定	2級以上	日本英語検定協会
	国際連合公用英語検定	C級以上	日本国際連合協会
	TOEIC	500点以上	国際ビジネスコミュニケーション協会
	TOEFL	470点以上(PBT) 150点以上(CBT) 52点以上(iBT)	ETS
中国語	中国語検定試験	2級以上	日本中国語検定協会
	HSK	5級以上	HSK日本実施委員会
	中国語コミュニケーション能力検定(TECC)	C級以上	株式会社ハオ中国語アカデミー
韓国語	韓国語能力試験	4級以上	韓国教育財団
	ハングル能力検定試験	準2級以上	ハングル能力検定協会
フランス語	実用フランス語技能検定試験	準2級以上	フランス語教育振興協会
	フランス語能力認定試験(TEF)	A2以上	日仏文化協会TEF事務局
	DELF(デルフ・フランス語学力資格試験)／ DALF(ダルフ・フランス語上級学力資格試験)	A2以上	日本フランス語試験管理センター
	フランス語学力テスト(TCF)	レベル2以上	フランス国民教育省
ドイツ語	ドイツ語技能検定試験	2級以上	ドイツ語学文学振興会
	ドイツ語検定試験	B1以上	ゲーテ・インスティトゥート
スペイン語	スペイン語技能検定試験	4級以上	日本スペイン協会
	ビジネススペイン語技能検定	3級以上	日本スペイン協会
	DELE(スペイン語認定証)	B1以上	セルバンテス文化センター
イタリア語	実用イタリア語検定試験	3級以上	イタリア語検定協会
	イタリア政府公認イタリア語検定試験	B1以上	ダンテ・アリギエーリ協会
上記各言語	通訳案内士	合格	国際観光振興機構

イ 有用な経験

海外滞在経験 (海外留学経験も含む)	海外で合計1年以上外国語を使用して生活をした経験、または、概ね過去10年以内に海外で合計1年以上の留学の経験があり、外国語による会話が堪能で外国人旅行者等とのコミュニケーションを図れる方
-----------------------	---

(2) 外国人の方は、次の日本語等の基準を満たしていること

ア 日本語の基準については、次に相当するものとします。

日本語	日本語能力試験	N2級以上	日本国際教育支援協会
-----	---------	-------	------------

イ 有用な経験等

その他	日本語の検定の資格はないが、日本で合計1年以上生活しており日本語が堪能で外国人旅行者とのコミュニケーションを図れる方。
-----	---

観光ボランティア派遣依頼書

殿

下記のとおり、観光ボランティアの派遣を依頼します。

なお、派遣にあたっては東京都観光ボランティアに関する各種規定を遵守いたします。

年 月 日

依頼者情報	(ふりがな) 団体名	
	住所	〒
	代表者名	
	(ふりがな) 担当者名	
	担当者連絡先 (住所は上記と異なる場合のみ記入)	住所：〒 TEL： E-mail：
会議・イベントの概要	会議・イベント名	
	共催・後援者等	
	開催目的・内容等	
ボランティアに関すること	派遣希望日時	※複数ある場合は全て記入してください。
	派遣希望場所	
	説明会日時	
	説明会場所	
	言語別依頼数・必要とする資格等	※必要人数を言語別（英語・中国語・韓国語・フランス語・ドイツ語・スペイン語・イタリア語・その他）に記入してください。派遣希望日時が複数ある場合は、それぞれの必要人数を記入してください。 ※必要とする資格等がある場合は、併せて記入してください。
	ボランティアの活動内容及びシフト計画等	
	その他	

※本会議・イベント等に関する資料等がございましたら、添付してください。

観光ボランティア活動結果報告書

殿

下記のとおり、観光ボランティア活動結果を報告します。

年 月 日

依頼者情報	(ふりがな) 団体名	
	住所	〒
	代表者名	
	(ふりがな) 担当者名	
	担当者連絡先 (住所は上記と異なる場合のみ記入)	住所：〒 TEL： E-mail：
会議・イベントの概要	会議・イベント名	
	共催・後援者等	
	会議・イベントの内容・実績等	
ボランティアに関すること	説明会実施日時	
	説明会実施内容	
	ボランティア活動 実施日時	
	ボランティア活動 実施場所	
	ボランティア活動 状況（氏名、活動 時間等）	

次頁へつづく

ボランティアに関する こと	ボランティア活動 内容等（役割等を 具体的に）	
	交通費等の支給状況	
	要領第11条に基づ く、個人情報の廃 棄状況について	
その他	観光ボランティア 派遣制度及びボラ ンティア等につい て、お気づきの点 がございましたら ご記入ください	

※様式に収まらない場合は、資料を添付してください。